

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令案等の概要について

以下「法」とは、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）をいう。
以下「政令案」とは、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令案」をいう。
以下において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

一．特定水銀使用製品の製造に関する措置

1．特定水銀使用製品（法第 2 条第 1 項関係）＜政令案＞

<法参照条文>

（定義）

第二条 この法律において「水銀使用製品」とは、水銀等が使用されている製品をいい、「特定水銀使用製品」とは、水銀使用製品のうちその製造に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 （略）

特定水銀使用製品は、以下に掲げるものとする。

電池（次に掲げるものを除く。）

- a) 酸化銀電池（水銀の含有量が全重量の 1 パーセント未満であって、ボタン電池であるものに限る。）
- b) 空気亜鉛電池（水銀の含有量が全重量の 2 パーセント未満であって、ボタン電池であるものに限る。）

スイッチ及びリレー

一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ（発光管一本当たりの水銀の含有量が五ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が 30 ワット以下のものに限る。）

一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの

- a) 一個当たりの水銀の含有量が 5 ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が 60 ワット未満のものうち、三波長形の蛍光体を用いたもの
- b) 一個当たりの水銀の含有量が 10 ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が 40 ワット以下のものうち、ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの

一般照明用の高圧水銀ランプ

電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプのうち、次に掲げるもの

- a) 一個当たりの水銀の含有量が 3.5 ミリグラムを超えるものであって、その長さが 500 ミリメートル以下のもの
- b) 一個当たりの水銀の含有量が 5 ミリグラムを超えるものであって、その長さが 500 ミリメートルを超え 1500 ミリメートル以下のもの
- c) 一個当たりの水銀の含有量が 13 ミリグラムを超えるものであって、その長さが 1500 ミリメートルを超えるもの

化粧品（人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健や

かに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。）

動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤（エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム（別名チメロサル）を有効成分とする保存剤（エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム以外の水銀等（法第1条に規定する水銀等をいう。）を含むものを除く。）であって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第二条第一項及び第九項に規定する医薬品及び再生医療等製品に添加されるものを除く。）

気圧計（電気式のものを除く。）

湿度計（電気式のもの及び a)のガラス製温度計を部品として用いて製造されるものを除く。）

圧力計（電気式のもの、230度以上の温度で測ることができるダイヤフラム式圧力計であって目量（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号イ（1）に規定する目量をいう。以下同じ。）が5メガパスカル以下のもの及び温度の大きな変化、著しい振動その他の厳しい条件の下で測ることができる真空計であって次に掲げるものを除く。）

a) 計ることのできる最大の圧力（絶対圧力をいう。b)において同じ。）が1300パスカル以下であって、目量が300パスカル以下のマククラウド真空計

b) 計ることのできる最大の圧力が66000パスカル以下であって、目量が200パスカル以下のU字管真空計

温度計（電気式のもの及びガラス製温度計であって次に掲げるもの（体温計であるものを除く。）を除く。）

a) 計ることのできる最高の温度が300度以下のものであって、目量が0.5度以下のもの

b) 計ることのできる最高の温度が300度を超過500度以下のものであって、目量が2度以下のもの（c)に該当するものを除く。）

c) 塩酸、硫酸その他の腐食性の高い薬品の温度を計ることができるものであって、計ることのできる最高の温度が200度を超過500度以下のもののうち、目量が2度以下のもの

血圧計（電気式のものを除く。）

2. 特定水銀使用製品の製造の許可

<法参照条文>

（特定水銀使用製品の製造の許可）

第六条 特定水銀使用製品を製造しようとする者は、その種類ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 製造しようとする特定水銀使用製品の種類及びその数量

三 製造しようとする特定水銀使用製品の用途

四 その他主務省令で定める事項

3 （略）

(1) 許可の申請手続 (法第 6 条第 2 項関係)

< 特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令案 (以下「特定製品省令案」という。) >

特定水銀使用製品の製造の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

【添付資料】

特定水銀使用製品の種類を記載した書面

特定水銀使用製品の用途を記載した書面

特定水銀使用製品が申請に係る用途で用いられることが確実であることを確認できる書面

申請者 (申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員) が法第 7 条各号に該当しないことを証する書面

申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書

(2) 申請書の記載事項 (法第 6 条第 2 項関係) < 特定製品省令案 >

法第 6 条第 2 項第 4 号の主務省令で定める事項は、製造しようとする特定水銀使用製品の名称及び型式とする。

3 . 用途変更の許可 (法第 9 条第 1 項関係) < 特定製品省令案 >

< 法参照条文 >

(変更の許可等)

第九条 許可製造者は、第六条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

2 (略)

特定水銀使用製品の用途変更の許可を受けようとする者は、以下の事項を記載した申請書に 2 . (1) の書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

【申請書記載事項】

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

変更に係る許可の番号

特定水銀使用製品の種類

特定水銀使用製品の名称及び型式

変更前及び変更後の特定水銀使用製品の用途並びに変更後の特定水銀使用製品の製造予定数量

その他参考となるべき事項

4. 特定水銀使用製品に係る届出

<法参照条文>

(変更の許可等)

第九条 (略)

2 許可製造者は、第六条第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(承継)

第十一条 許可製造者について相続、合併又は分割(当該許可に係る特定水銀使用製品の製造の事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、許可製造者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(1) 氏名等変更の届出(法第9条第2項関係) <特定製品省令案>

氏名、名称、住所又は代表者の氏名の変更の届出をしようとする者は、以下の事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。(許可製造者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書を添えなければならない。)

【届出書記載事項】

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
変更に係る許可の番号
変更前及び変更後の氏名等
変更年月日

(2) 承継の届出(法第11条第2項関係) <特定製品省令案>

許可製造者の地位の承継の届出をしようとする者は、以下の事項を記載した届出書に以下の書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

【届出書記載事項】

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
承継の原因
被承継者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
被承継者の住所
承継に係る製造許可の番号

【添付書類】

2人以上の相続人の全員の同意により選定された相続人である場合は、以下の事項を記載した書面及び戸籍謄本

- a) 許可製造者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - b) 被相続人の氏名及び住所
 - c) 被相続人が法第6条第1項の許可を受けた年月日及び被相続人の許可の番号
 - d) 許可製造者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所
 - e) 相続開始の年月日
- の相続人以外の相続人である場合は、以下の事項を記載した書面及び戸籍謄本
- a) 2人以上の証明者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - b) 被相続人の氏名及び住所
 - c) 被相続人が法第6条第1項の許可を受けた年月日及び被相続人の許可の番号
 - d) 許可製造者の地位を承継した者の氏名及び住所
 - e) 相続開始の年月日
- 合併又は分割によって許可製造者の地位を承継した法人である場合は、その法人の登記事項証明書

5. 準備行為・経過措置

<法参照条文>

(特定水銀使用製品の製造の許可)

第六条 特定水銀使用製品を製造しようとする者は、その種類ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 製造しようとする特定水銀使用製品の種類及びその数量
- 三 製造しようとする特定水銀使用製品の用途
- 四 その他主務省令で定める事項

3 (略)

(特定水銀使用製品の使用の制限)

第十二条 何人も、特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いてはならない。ただし、当該特定水銀使用製品が第六条第一項の許可を受けて製造された特定水銀使用製品又は外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第五十二条の承認を受けて輸入された特定水銀使用製品であって、当該許可又は承認に係る用途に用いられる場合は、この限りではない。

附 則(抄)

第三条 第十二条の規定の施行の日前に製造され、又は輸入された特定水銀使用製品であって、当該特定水銀使用製品の使用が条約で認められた用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、同条の規定は、適用しない。

(1) 法第 6 条第 1 項の許可を受けるための準備行為 (法第 6 条第 1 項及び第 2 項関係) < 政令案 >

1 . (ボタン電池であるアルカリマンガン電池を除く。) 、 、 ~ (ニ・七 ジブプロモ 四ヒドロキシ水銀フルオレセイン二ナトリウムを有効成分とする消毒剤 (以下「マーキュロクロム液」という。) を除く。) の特定水銀使用製品に係る法第 6 条第 1 項の許可を受けようとする者は、政令案の当該特定水銀使用製品を指定する規定の施行の日前においても、法第 6 条第 2 項の規定の例により、その申請を行うことができる。

(2) 法第 6 条第 1 項の許可を受けるための準備行為 (法第 6 条第 1 項及び第 2 項関係) < 政令案 >

1 . (ボタン電池であるアルカリマンガン電池に限る。) 、 、 (マーキュロクロム液に限る。) ~ の特定水銀使用製品に係る法第 6 条第 1 項の許可を受けようとする者は、政令案の当該特定水銀使用製品を指定する規定の施行の日前においても、法第 6 条第 2 項の規定の例により、その申請を行うことができる。

(3) 特定水銀使用製品の使用の制限に係る経過措置 (法附則第 3 条関係) < 政令案 >

1 . (ボタン電池であるアルカリマンガン電池に限る。) 、 、 (マーキュロクロム液に限る。) ~ の特定水銀使用製品について、法附則第 3 条の規定を準用し、法第 12 条の規定の施行の日から政令案の当該水銀使用製品を指定する規定の施行の日までの間に製造され、又は輸入されたものであって、法附則第 3 条の規定により、当該特定水銀使用製品の使用が条約で認められた用途に適合するものとして当該水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、法第 12 条の規定は、適用しない。

(4) 法附則第 3 条の承認を受けるための準備行為 (法附則第 3 条関係) < 政令案 >

1 . (ボタン電池であるアルカリマンガン電池を除く。) 、 、 ~ (マーキュロクロム液を除く。) の特定水銀使用製品に係る法附則第 3 条の承認を受けようとする者は、政令案の当該特定水銀使用製品を指定する規定の施行の日前においても、その申請を行うことができる。

(5) 法附則第 3 条の承認を受けるための準備行為 (法附則第 3 条関係) < 政令案 >

1 . (ボタン電池であるアルカリマンガン電池に限る。) 、 、 (マーキュロクロム液に限る。) ~ の特定水銀使用製品に係る法附則第 3 条の承認を受けようとする者は、政令案の当該特定水銀使用製品を指定する規定の施行の日前においても、その申請を行うことができる。

二 . 新用途水銀使用製品の製造等に関する措置

1 . 既存の用途に利用する水銀使用製品 (法第 13 条関係)

< 新用途水銀使用製品の製造等に関する省令案 (以下「新用途製品省令案」という。) >

< 法参照条文 >

(新用途水銀使用製品の製造等の基本原則)

第十三条 既存の用途に利用する水銀使用製品として主務省令で定めるもの以外の水銀使用製品 (以下

「新用途水銀使用製品」という。)については、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するものである場合でなければ、その製造又は販売(以下「製造等」という。)をしてはならない。

既存の用途に利用する水銀使用製品は、次に掲げるものとする。

別表の左欄に掲げる水銀使用製品であって同表の右欄に掲げる用途に用いられるもの
の水銀使用製品(別表の左欄 1 から 51 までに掲げるものに限る。)を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品

別表の左欄 1 から 51 までに掲げるもの又は水銀等の製剤であって、校正、試験研究又は分析に用いられるもの

～ の水銀使用製品のほか、法第 13 条の規定の施行の日前に製造され、又は輸入された水銀使用製品のうち、歴史上又は芸術上価値の高いものであって、展示、鑑賞、調査研究その他の用途に利用するために販売されるもの

2. 新用途水銀使用製品の製造等に関する評価

<法参照条文>

(新用途水銀使用製品の製造等に関する評価)

第十四条 新用途水銀使用製品(新用途水銀使用製品を部品として用いて製造される新用途水銀使用製品であって、その部品として用いられる新用途水銀使用製品が次項の規定による届出がされ、かつ、当該届出に係る用途に利用されるものを除く。以下同じ。)の製造等を業として行おうとする者は、主務省令で定めるところにより、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するかどうかについて、主務省令で定める方法により自ら評価をしなければならない。

2 新用途水銀使用製品の製造等を業として行おうとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該新用途水銀使用製品の種類及び用途、前項の評価の結果、当該評価に係る調査及び分析の方法その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

3・4 (略)

(1) 評価の方法(法第 14 条第 1 項関係) <新用途製品省令案>

1) 2) に掲げる新用途水銀使用製品以外の新用途水銀使用製品 次に掲げる方法

法第 14 条第 1 項の規定による評価(以下「自己評価」という。)を行うために必要な次に掲げる情報を把握すること。

- a) 構造、利用方法その他の当該新用途水銀使用製品に関する情報
- b) 当該新用途水銀使用製品の製造、利用及び廃棄等により環境に排出されることが見込まれる水銀等の量
- c) 当該新用途水銀使用製品の利用による人の健康の保護又は生活環境の保全に係る影響
により把握した情報を踏まえ、当該新用途水銀使用製品の利用による人の健康の保護及び生活環境の保全への寄与並びに人の健康への悪影響及び生活環境への負荷(以下「寄与等」という。)について、客観的かつ科学的に検証し、適切に評価するために必要な項目(以下「評価項目」と

いう。)を選定するとともに、選定した理由を明らかにすること。

当該新用途水銀使用製品の性能若しくは製造等の数量又は製品に使用される水銀等の量に関する複数の案(以下「複数案」という。)を設定し、複数案ごとに評価項目について寄与等の程度を調査し、分析し、整理し、及び比較し、並びに複数案それぞれの当該寄与等の程度を相互に比較することにより、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与するかどうかについて総合的な評価を行うこと。

複数案の設定に当たっては、水銀等を使用しないこととする案その他の新用途水銀使用製品の製造等を行わないこととする案を含めた検討を行うことが可能な場合には、当該案を含めるよう努め、当該案を含めない場合はその理由を明らかにすること。

評価項目に係る人の健康への悪影響及び生活環境への負荷を可能な限り回避し、又は低減する措置を行う場合には、の総合的な評価において当該措置の効果を勘案すること。

自己評価に当たっては、理論に基づく計算、事例の引用又は解析その他の方法により、可能な限り定量的に調査及び分析を行うこととし、必要に応じ専門家その他の当該新用途水銀使用製品に係る寄与等に関する知見を有する者の助言を受けること。

- 2) 法第 14 条第 2 項の規定による届出がされ、その利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与すると認められるものとして主務大臣が指定する新用途水銀使用製品 当該新用途水銀使用製品の製造等が主務大臣が指定する数量その他の当該新用途水銀使用製品の製造等の条件の範囲内であるかどうかについて評価を行うこと。

(2) 評価等の届出手続(法第 14 条第 1 項及び第 2 項関係) < 新用途製品省令案 >

自己評価及び自己評価の結果等の届出をしようとする者は、当該届出に係る新用途水銀使用製品の製造等の業務の開始の日の 45 日前までに、(3) の事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。(自己評価及び自己評価の結果等の届出をしようとする者が法人である場合には、その法人の定款及び登記事項証明書を添えなければならない。)

(3) 届出書の記載事項(法第 14 条第 2 項関係) < 新用途製品省令案 >

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
製造等を業として行おうとする新用途水銀使用製品の種類及び用途
製造等を業として行おうとする新用途水銀使用製品の名称及び型式
製造等を業として行おうとする新用途水銀使用製品の単位数量当たりの水銀等の量及び一定の期間内に製造等を行う数量

構造、利用方法その他の製造等を業として行おうとする新用途水銀使用製品に関する情報

自己評価の結果((1) 1) の新用途水銀使用製品については、複数案ごとの評価項目の評価の結果及び総合評価の結果をとりまとめて記載し、(1) 1) の情報、 の評価項目の選定理由、 の新用途水銀使用製品の製造等を行わない案を含めない場合の理由並びに の評価項目に係る人の健康への悪影響及び生活環境への負荷を可能な限り回避し、又は低減する措置を行う場合のその内容及び効果についても記載すること。)

自己評価に係る調査及び分析の方法((1) 1) の新用途水銀使用製品については、(1) 1)

の助言の内容についても記載すること。)

3. 環境大臣の意見（法第 14 条第 4 項関係）

< 水銀による環境の汚染の防止に関する法律第十四第四項の期間を定める省令案 >

< 法参照条文 >

（新用途水銀使用製品の製造等に関する評価）

第十四条 （略）

2・3 （略）

4 環境大臣は、前項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、環境省令で定める期間内に、同項の主務大臣に対し、届け出られた事項について人の健康の保護又は生活環境の保全の見地からの意見を述べることができる。

環境大臣が主務大臣に対して意見を述べる期間が、30 日とする。

三. 水銀等を使用する製造工程に関する措置（法第 19 条関係）< 政令案 >

< 法参照条文 >

第十九条 何人も、化学工業品その他の物品の製造工程であって、水銀等の使用に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定める製造工程において、水銀等を使用してはならない。

水銀等の使用に係る規制を行うことが特に必要な製造工程は、次に掲げる物品の製造工程とする。

水酸化ナトリウム又は水酸化カリウム

アセトアルデヒド

クロロエチレン（別名塩化ビニル）

ナトリウムメトキシド、ナトリウムエトキシド、カリウムメトキシド又はカリウムエトキシド

ポリウレタン

四. 水銀等の貯蔵に関する措置

1. 貯蔵に係る規制を行うことが特に必要な水銀等（法第 21 条第 1 項関係）< 政令案 >

< 法参照条文 >

（貯蔵の指針等）

第二十一条 主務大臣は、水銀等（その貯蔵に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるもの）に限り、水銀含有再生資源及び廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物を除く。以下この章において同じ。）を貯蔵する者（以下「水銀等貯蔵者」という。）がその貯蔵に係る水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定め、これを公表するものとする。

2・3 （略）

貯蔵に係る規制を行うことが特に必要な水銀等は、次に掲げるものとする。

水銀（水銀以外の物と混合している場合（水銀以外の金属との合金に含まれる場合を含む。）は、水銀の含有量が全重量の 95 パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

塩化第一水銀（塩化第一水銀以外の物と混合している場合は、塩化第一水銀の含有量が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

酸化第二水銀（酸化第二水銀以外の物と混合している場合は、酸化第二水銀の含有量が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

硫酸第二水銀（硫化第二水銀以外の物と混合している場合は、硫酸第二水銀の含有量が全重量の95パーセント以上であるものに限る。）

硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物（硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物以外の物と混合している場合は、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物の含有量の合計が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

硫化水銀（辰砂しんしゃに含まれるものを含み、硫化水銀以外の物と混合している場合（辰砂に含まれる場合を除く。）は、硫化水銀の含有量が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

2. 貯蔵の指針（法第21条第1項関係）

<水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針案>

<法参照条文>

（貯蔵の指針等）

第二十一条 主務大臣は、水銀等（その貯蔵に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるもの限り、水銀含有再生資源及び廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物を除く。以下この章において同じ。）を貯蔵する者（以下「水銀等貯蔵者」という。）がその貯蔵に係る水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定め、これを公表するものとする。

2・3 （略）

水銀等の容器又は包装は、水銀等が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものとする。

水銀等の容器又は包装に、水銀等の名称（水銀等の混合物（辰砂を除く。）にあつては、水銀等の名称及び水銀等の含有量）を表示すること。

水銀等を貯蔵する場所に、水銀等の名称を表示すること。

水銀等を貯蔵する場所に、かぎをかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。

水銀等を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくを設けること。

水銀等の貯蔵を他の者に委託するときは、その委託する相手方に対し、その貯蔵を委託するものが水銀等である旨の情報を提供すること。

3. 貯蔵に関する報告

<法参照条文>

（貯蔵に関する報告）

第二十二条 水銀等貯蔵者であつて、その貯蔵する水銀等の量が主務省令で定める要件に該当する者は、

主務省令で定めるところにより、定期的に、水銀等の貯蔵に関し主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(1) 報告を要する水銀等貯蔵者の要件(法第22条第1項関係)

<水銀等の貯蔵に関する省令案(以下「貯蔵省令案」という。)>

報告を要する水銀等貯蔵者に係る水銀等の量の要件は、次に掲げる水銀等ごとに、その年度において事業所ごとに貯蔵した水銀等の最大量が次に掲げる数量以上であることとする。

水銀及びその混合物(水銀と水銀以外の金属との合金であるものを含み、水銀の含有量が全重量の95パーセント以上のものに限る。) 30キログラム

塩化第一水銀及びその混合物(塩化第一水銀の含有量が全重量の95パーセント以上のものに限る。) 30キログラム

酸化第二水銀及びその混合物(酸化第二水銀の含有量が全重量の95パーセント以上のものに限る。) 30キログラム

硫酸第二水銀及びその混合物(硫酸第二水銀の含有量が全重量の95パーセント以上のものに限る。) 30キログラム

硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物並びにそれらの混合物(硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物の含有量の合計が全重量の95パーセント以上のものに限る。) 30キログラム

硫化水銀及びその混合物(辰砂を除き、硫化水銀の含有量が全重量の95パーセント以上のものに限る。) 30キログラム

辰砂 含有する硫化水銀の量が30キログラム

(2) 貯蔵に関する報告手続(法第22条第1項関係) <貯蔵省令案>

貯蔵に関する報告は、事業所ごとに、毎年度(毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)当該年度の翌年度の6月末日までに、(3)の事項を記載した報告書を提出してしなければならない。

(3) 報告書の記載事項(法第22条第1項関係) <貯蔵省令案>

報告書の記載事項は、当該年度における次の事項とする。(貯蔵省令案の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年度においては、施行日から施行日の属する年度の年度末までにおける次の事項(は施行日に貯蔵していた水銀等の種類別の量とする。)とする。)

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

事業所の名称及び所在地

水銀等貯蔵者において行われる水銀等の貯蔵に係る事業及び当該事業を所管する大臣

年度当初に貯蔵していた水銀等の種類別の量

製造し、又は引渡しを受けた水銀等の種類別の量

使用し、引き渡し、又は廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)となった水銀等の種類別(使用し、又は引き渡

した場合にあっては、水銀等の種類別及び使用又は引渡し目的別の量（引渡しを受けた者における水銀等の用途を把握している場合には当該用途も記載すること。）

引き渡し、又は引渡しを受けた場合にあっては、当該引き渡した者又は引渡しを受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに事業所の名称及び所在地

年度末において貯蔵していた水銀等の種類別の量及び貯蔵の目的（可能な限り、目的別の貯蔵量を記載すること。）

法第 21 条第 1 項に規定する指針に基づき実施した取組その他水銀等の環境上適正な貯蔵のために実施した取組

五．水銀含有再生資源の管理に関する措置

1．水銀含有再生資源の該当要件（法第 2 条第 2 項関係）

<水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令案>

<法参照条文>

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「水銀含有再生資源」とは、水銀等又はこれらを含む物（環境の汚染を防止するための措置をとることが必要なものとして主務省令で定める要件に該当するものに限る。）であつて、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書 B に掲げる処分作業がされ、又はその処分作業が意図されているもの（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）のうち有用なものをいう。

水銀等又はこれらを含む物のうち、環境の汚染を防止するための措置をとることが必要なものの要件は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物（平成 10 年環境庁・厚生省・通商産業省告示第 1 号）別表第 3 第 27 号に掲げるものに該当するものであることとする。

2．管理の指針（法第 23 条第 1 項関係）

<水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針案>

<法参照条文>

（管理の指針等）

第二十三条 主務大臣は、水銀含有再生資源を管理する者（以下「水銀含有再生資源管理者」という。）がその管理に係る水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定め、これを公表するものとする。

2・3（略）

1) 水銀含有再生資源の管理に共通する事項

水銀含有再生資源が飛散し、及び流出しないようにすること。

水銀含有再生資源の管理に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよ

うに必要な措置を講ずること。

水銀含有再生資源の保管、運搬又は処分作業（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。）附属書 B に掲げる処分作業をいう。以下同じ。）を他の者に委託するときは、その委託する相手方において、及び本項に掲げる措置と同等の措置及び保管を委託する場合にあっては 2) に掲げる措置と同等の措置が講じられるよう、当該委託する相手方に対し、必要な情報を提供すること。

水銀含有再生資源を譲渡するときは、その譲渡する相手方に対し、その譲渡するものが水銀含有再生資源である旨の情報を提供すること。

2) 水銀含有再生資源の保管に関する事項

水銀含有再生資源を保管する容器は、水銀等が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものとする。

水銀含有再生資源の容器及び水銀含有再生資源を保管する場所に、水銀含有再生資源である旨を表示すること。

水銀含有再生資源を保管する場所に、かぎをかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。

水銀含有再生資源を保管する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくを設けること。

3. 管理に関する報告

<法参照条文>

（管理に関する報告）

第二十四条 水銀含有再生資源管理者は、主務省令で定めるところにより、定期的に、水銀含有再生資源の管理に関し主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 （略）

（1）管理に関する報告手続（法第 24 条第 1 項関係）

<水銀含有再生資源の管理に関する省令案（以下「管理省令案」という。）>

管理に関する報告は、事業所ごとに、毎年度、当該年度の翌年度の 6 月末日までに、（2）の事項を記載した報告書を提出してしなければならない。

（2）報告書の記載事項（法第 24 条第 1 項関係）<管理省令案>

報告書の記載事項は、当該年度における次の事項とする。（管理省令案の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度においては、施行日から施行日の属する年度の年度末までにおける次の事項（は施行日に管理していた水銀含有再生資源の種類別の量とする。）とする。）

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

事業所の名称及び所在地

水銀含有再生資源管理者において行われる水銀含有再生資源の管理に係る事業及び当該事業を所管する大臣

年度当初に管理していた水銀含有再生資源の種類別の量
発生し、又は譲り受けた水銀含有再生資源の種類別の量
譲り渡し、処分作業を行い、又は廃棄物となった水銀含有再生資源の種類別（譲り渡し、又は処分作業を行った場合にあっては、水銀含有再生資源の種類別及び譲渡し又は処分作業の目的別）の量（譲受者における水銀含有再生資源の用途を把握している場合には当該用途も記載し、及び可能な限り処分作業により得られた物の用途を記載すること。また、処分作業の目的として記載する事項はバーゼル条約附属書 B に掲げる処分作業のいずれに該当するかの別とする。）

譲り渡し、又は譲り受けた場合にあっては、当該譲渡者又は譲受者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに事業所の名称及び所在地

年度末において管理していた水銀含有再生資源の種類別の量及び管理の目的（可能な限り、目的別の管理量を記載すること。）

法第 23 条第 1 項に規定する指針に基づき実施した取組その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組

保管、運搬又は処分作業を委託した場合にあっては、その委託した水銀含有再生資源の種類別の量及び当該保管、運搬又は処分作業の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に係る以下の事項

- a) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- b) 受託者が保管、運搬又は処分作業を行った場合にあっては、保管若しくは処分作業を行った事業所の名称及び所在地又は運搬の経路
- c) 処分作業を委託した場合にあっては、委託した処分作業の目的（可能な限り、処分作業により得られた物の用途も記載すること。）
- d) 水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組（水銀含有再生資源管理者が当該取組を求めたことを確認できる書類等及び当該取組の実施状況を確認できる書類等を添付すること。）

六．環境大臣の権限の委任（法第 29 条第 2 項関係）

< 水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二十九条第二項の規定に基づく権限の委任に関する省令案 >

< 法参照条文 >

（権限の委任）

第二十九条（略）

2 第二十一条第三項、第二十二条第二項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十三条第三項の規定による環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

環境大臣の権限の地方環境事務所長への委任について定めるものとする。

七．その他

関係政令の規定の整備を行う。 < 政令案 >

八．施行期日

水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日。

ただし、一．の特定水銀使用製品の製造に関する措置に係る左欄の事項については、以下の右欄に掲げる日。（なお、法附則第1条第1号及び第2号に掲げる規定の施行期日については、別途法の施行期日を定める政令において定める（法附則第1条第1号に掲げる規定は平成28年12月18日、第2号に掲げる規定は平成30年1月1日とする予定。））

5.(1)(4)の措置	平成29年7月1日
1.（ボタン電池であるアルカリマンガン電池を除く。）、～ （マーキュロクロム液を除く。）を定める規定、2.～4.の措置	平成30年1月1日
5.(2)(5)の措置	平成32年7月1日
1.（ボタン電池であるアルカリマンガン電池に限る。）、（マ ーキュロクロム液に限る。）～を定める規定、5.(3)の措置	平成32年12月31日

別表

水銀使用製品	用途
一 一次電池（アルカリボタン電池、水銀電池、空気亜鉛電池、酸化銀電池、マンガン乾電池、アルカリ乾電池に限る。）	小型電子機器等その他物品の電源
二 標準電池	起電力測定の標準
三 スイッチ及びリレー	一 電気回路における信号切替え等
	二 電流の検知
	三 温度の感知
	四 傾斜、振動又は衝撃の感知
四 蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）	一 照度の確保
	二 美術品その他の物品の展示、撮影又は演出における色彩の忠実な再現若しくは強調又は視覚効果の発現
	三 電子ディスプレイにおける図形、文字及び画像等の表示
	四 文書及び図画の読み取り
	五 情報の伝達
	六 鑑定、検査、検定又は測定
	七 感光
	八 蛍光
	九 生物の育成
	十 生物の捕獲、採取又は防除
	十一 日焼け
	十二 殺菌
五 HIDランプ（高輝度放電ランプ）	一 照度の確保
	二 舞台その他の演出
	三 美術品その他の物品の展示、撮影又は演出における、色彩の忠実な再現若しくは強調又は視覚効果の発現
	四 プロジェクタの図形、文字及び画像等の映写
	五 情報の伝達
	六 鑑定、検査、検定又は測定
	七 感光
	八 蛍光
	九 生物の育成
	十 生物の捕獲、採取又は防除
	十一 日焼け

	十二 殺菌
六 放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)	一 情報の伝達
	二 鑑定、検査、検定又は測定
	三 感光
	四 生物の育成
	五 殺菌
七 化粧品	人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つための、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法での使用
八 農薬	農作物(樹木及び農林産物を含む。)を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルスの防除
九 駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤(医薬品及び農薬を除く。)	動植物又はウイルスの防除
十 気圧計	気圧の測定
十一 湿度計	気体の湿度の測定
十二 液柱形圧力計	気体のゲージ圧力の測定
十三 弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。)	液体のゲージ圧力の測定
十四 圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。)	液体のゲージ圧力の測定
十五 真空計	気体の絶対圧力の測定
十六 ガラス製温度計	気体、液体又は固体の温度の測定
十七 水銀充満圧力式温度計	気体又は液体の温度の測定
十八 水銀体温計	体温の測定
十九 水銀式血圧計	血圧の測定
二十 温度定点セル	温度定点の実現
二十一 ゴム	小型家電等の固定
二十二 顔料	物品の着色
二十三 香料	化粧品等の着香
二十四 雷管	起爆
二十五 花火	鑑賞
二十六 塗料	一 着色、つや出し又は保護等
	二 貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止等
	三 物品の表面温度の測定又は監視等
二十七 銀板写真	鑑賞
二十八 水銀ペレット及び水銀ペースト	蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。)、HIDランプ(高輝度放電ランプ)、放電ランプ

	(蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。) への水銀の封入
二十九 ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)	蒸気の発生
三十 灯台の回転装置	レンズの浮揚
三十一 拡散ポンプ	減圧及びその状態の維持
三十二 圧力逃し装置	圧力の減衰
三十三 ダンパ	振動又は衝撃の軽減
三十四 X線管	X線の発生
三十五 水銀抵抗原器	電気抵抗の標準
三十六 回転接続コネクタ	回転体を通じた電源供給又は信号の取出し
三十七 赤外線検出素子	赤外線の検出及び電気信号への変換
三十八 浮ひょう形密度計	液体の密度の測定
三十九 周波数標準機	周波数及び時間の標準
四十 放射線検出器	放射線の検出
四十一 検知管	気体の検出又はその濃度の測定
四十二 積算時間計	装置の累積使用時間の測定
四十三 ひずみゲージ式センサ	ひずみの測定
四十四 電量計	電気量の測定
四十五 参照電極	電位を測定又は制御するための基準
四十六 ジャイロコンパス	針路及び方位の測定
四十七 鏡	光の反射
四十八 握力計	握力の測定
四十九 医薬品	人又は動物の疾病の診断、治療又は予防
五十 つや出し剤	つや出し等
五十一 美術工芸品	鑑賞
五十二 水銀の製剤	歯科治療
五十三 塩化第一水銀の製剤	窯業製品の製造
五十四 塩化第二水銀の製剤	一 製革 二 木材の不燃化 三 写真の感光 四 アセチレンガスの洗浄 五 半導体材料ガスの洗浄
五十五 よう化第二水銀の製剤	写真の感光
五十六 硝酸第一水銀の製剤	帽子製造におけるフェルトの処理
五十七 硝酸第二水銀の製剤	帽子製造におけるフェルトの処理
五十八 チオシアン酸第二水銀の製剤	写真の感光
五十九 酢酸フェニル水銀の製剤	一 製革又は製紙

	二 繊維の柔軟剤	
--	----------	--